

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
※委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整等の業務を行う。

